

近代日本の「国語」と大槻文彦の言語観*

邢 鎮 義**

(e-mail : hjini117@hnu.kr)

<目次>

- | | |
|------------------|---------------|
| 1. はじめに | 3. 1 大槻文彦の文字論 |
| 2. 大槻文彦の学問的背景 | 3. 2 大槻文彦の文法論 |
| 3. 大槻文彦の言語観と「国語」 | 4. おわりに |

キーワード：国語 (national language)、大槻文彦(Otsuki Humihiko)、言語観 (Linguistic Viewpoint)、
今言 (language currently spoken)、文法論 (grammar)、文字論(orthography)

1. はじめに

言語学者大槻文彦は『言海』と『広日本文典』としてよく知られている。3万9千余語から成る『言海』は、近代的な意味において日本における最初の辞書である。1)日本の伝統の文法分類と蘭学、洋学の影響を受けた文法分類が乱立していた当時に、大槻は『広日本文典』においてその折衷を示し、その結果、『広日本文典』はのちの日本の文法研究に大きな転換点となった。こういう点は、これまでの研究で広く取り上げられてきた。

ところで、『言海』と『広日本文典』は、それぞれ明治24年(1891年)と同30年(1897年)に出されたもので、本格的な「国語」の制度化以前のものである。にもかかわらずこの二書は、近代日本の「国語」構築²⁾に多大な影響を及ぼし、1900年以降は大槻自身、「国

* 本研究は2017年度韓南大学の研究費支援によるものである。

** 韓南大学校教養教育大学, 副教授, 日本語学・社会言語学

1) 厳密には、明治4年(1871年)文部省編輯局は木村正辞・横山由清・榊原芳野が中心となって編纂した『語彙』などが挙げられる。この外にも文部省は『新選辞書』、『英和対訳辞書』編纂にも取り組んだが完成しなかった。明治8年(1875年)大槻文彦は文部省報告課に勤務となり、『日本辞書』編纂を命じられ、これが後の『言海』となる。

2) 近代国民国家における「国語」は、「国民」の言語として新しくつくられるものである。近代日本の

語調査委員会」に主査委員として活動しながら、「国語」構築において具体的な活躍をする。

したがって本稿は、大槻文彦の『言海』、『広日本文典』に代表される彼の研究全般を紹介し、その研究を貫通する言語観に注目したいと思う。とりわけ音韻文字を基盤とする「仮名文字論」とそれに基づいた文法である『口語法』と『口語法別記』に注目したい。この二つは、近代日本の「国語」構築においてもっとも重要視され、議論となったテーマである。

大槻文彦に関しては、文法や辞典の研究として数多くの研究が行われたが、本稿では次のような研究を先行研究として取り上げたい。まずは、古田東朔の連載による月刊『文法』の「大槻文彦伝」である。「大槻文彦伝」は1969年5月から1971年3月まで、17回にわたり大槻文彦の研究を網羅して取りまとめたものである。古田はこの連載において大槻文彦を「最後の洋学者」として位置づけ、大槻によって日本伝統の文法と洋学・蘭学文法との折衷が行われたと述べている。これは近代国家における「国語」を前提にしたもので、これまでの国語学研究における一般的な研究方法である。しかし本稿では、近代国家の「国語」構築の過程において大槻文彦はどのような言語観で挑み、どのような結果を導いたのかについて考えてみたい。次の先行研究は、安田敏朗の『辞書の政治学』（2006）である。安田はこの研究において『言海』とナショナリズムなど、社会言語学的観点から研究している。なお、近代日本の「国語」構築に関する先行研究としては、イ（1996）、安田（1997）、長（1998）などが挙げられる。これらの研究は近代日本の「国語」思想、とりわけ上田万年、保科孝一の言語思想や政策が中心となっている。

本稿は古田東朔の研究を踏まえつつ、安田敏朗などの社会言語学的な観点から、大槻文彦の研究に一貫している言語観に注目し、「国語」の理念と相通じる点に照明を当てたい。そして「国語」構築における大槻文彦をとらえてみたいと思う。近代国家における「国語」は制度であり、政策として推し進められる政治的産物である。従って、その制度をつくる側の言語観はきわめて重要であると思うためである。

研究方法としては、大槻文彦の研究全般を紹介することで、大槻の学問的基盤や背景をみてから、そこから見えてくる言語観が彼の研究にどのように表れるのか、主に近代日本における「文字改良」に関する主張と、『口語法』と『口語法別記』に表れる文法を中心に論じていきたい。

制度としての「国語」構築は、1902年に管制施行される「国語調査委員会」以降である。「国語」構築は、標準語の制定、正書法の整備、文法の整備、辞書の編纂などが行われて、ようやく完成する。

2. 大槻文彦の学問的背景

まず、大槻文彦に関する『国語学大事典』の記述を見ておきたい。

大槻文彦 弘化四年(1847)～昭和三年(1928)。言語学者。実名は清復、字は文彦、通称復三郎、のち文彦と改めた。号は復軒学人ほか数種。江戸木挽町に生まれた。清崇(磐溪)の第三子、如電はその兄。幼時から父より漢学を受け、長じて林大学頭・江戸開成所・仙台藩藩費養賢堂に学び、のち横浜で米人に従学。維新後仙台藩のために活躍し、また父の入牢を救うために奔走した。その後東京大学南校・英学私塾三又学舎で修学。明治五年(1872年)文部省八等出仕、英和対訳辞書編輯、のち宮城師範学校校長・第一高等中学校教諭・古事類苑編纂委員・宮城書籍館長・宮城県尋常中学校校長・高等師範学校講師・文部省国語調査委員・東京帝室博物館列品鑑査掛・国語調査委員会主査委員・臨時仮名遣調査委員会委員などを歴任。同32年(1899年)文学博士、同44年(1911年)帝国学士院会員。(『国語学大事典』p.86)

この記述によると、大槻は子どもの頃は漢学を学び、のちに洋学に転じ、25才の時に文部省に入り、辞書編纂に携わる。その後は教育者、文部省官僚、研究者として一生を過ごしたことになる。大槻本人も『言海』の「おくがき」に「おのれは漢学者の子にて、わずかに家学を受け、また、王父が蘭学の遺志をつぎて、いささか英学を攻めつるのみ、国学とは、さらに師事せしところなく、受けたるところなく、ただ、おのが好きとて、そこばくの国書を覽わたしつるまでなり。」と記しており、漢学者の子孫でありながら、蘭学と英学を学び、漢学に基づきながら、その学問の背景には蘭学と英学があることがわかる。大槻文彦の没後、『国語と国文学』において「大槻文彦特集」が編成されたが、その中の「大槻文彦博士年譜」には、次のように記されている。(東京大学国語国文学会編 [1928 : p.23])

弘和四年	五歳	家学を受く
文久元年	十五歳	林大学頭の門に入り漢学を修む
同 二年	十六歳	江戸開成所に入り英学・数学を修む

この年譜によると、5才から15才まで漢学を学び、その後は洋学に転じてずっと洋学者の

立場を堅持していることが分かる。大槻の洋学者としての立場は、彼が言語学者として堅持していた言語観や学問的方向にも影響を及ぼす。もっとも代表的なのが表音主義に基づいた「仮名文字論」であろう。日本は明治初期から近代化を推進する過程において言語改良（具体的には文字改良）の必要が提起され、その流れにおいて「漢字廃止」、「仮名文字論」、「ローマ字論」などの主張が登場したが、大槻文彦は「仮名文字論」の立場を取っていた。このような立場は、近代日本の「国語」構築を主導する「国語調査委員会」の基本方針とも一致するもので、日本の「国語」構築の方向が読み取れる。

なお、「仮名文字論」主張の思想的背景は、「すべての人々」が「平等」に文字を含む言語生活を営むことができるようにするという、「庶民皆学」の思想であることも付け加えておきたい。そしてこのような思想は、洋学に根を置いていることは、言うまでもない。

古田東朔も月刊『文法』1969年5月号において、次のように述べている。

いわゆる富国強兵という語で代表されるごとく、その成果は、結局は日本をめざすものであった。これは、以降のものにも、同様に見られるところではあるが、質的な違いが存する。「洋学」において、まず技術的な成果の摂取に始まったものが、しだいに内面的なものへと及んでいく。そして、国語が、その最終の段階のもの—その適用がはたして可能であるか否かは別として—と考えられることは、いうまでもない。それを行ったのが、ほかならぬ大槻文彦である。彼は「洋学」の立場から、国語の辞書を偏し、文法書を著わしたのである。（古田〔1969：p.125〕）

明治期の日本における、いわゆる新学問の摂取及び内面化していく過程と、その過程における大槻文彦の研究の位置づけについて述べている。古田は『言海』や『広日本文典』が「洋学」の立場から著わされたものであると言っているが、ただ「洋学」の立場だけでなく、明治初期の国学式文典と蘭文典、英文典から影響を受けた洋式文典が大槻文彦の『広日本文典』に至って折衷、乃至は一応の解決が見られるというのが一般的な評価である。このような意味において古田は大槻文彦のことを「最後の洋学者」と呼んでいる。（古田〔1969：p.124〕）

つまり、大槻文彦は洋学の立場で『言海』と『広日本文典』を著したのだが、洋学を基盤とする彼の言語観がさらによく表れるのが、「国字」問題における大槻の認識である。3章で詳しく述べるが、「かなづかい」に関する大槻の認識は、表音文字の合理性

を自覚した洋学者としての考え方に基づいていると言わざるを得ない。そしてこのような考え方は、日本における最初の標準語の規範書である『口語法』と『口語法別記』にも取り入れられており、今日の日本語の文法にもつながっていると言える。

さて、大槻文彦は『言海』と『広日本文典』以外にも、歴史、地理など多岐にわたる業績を残している。ここでは語学に関する著書のみを紹介したい。以下の目録は大槻文彦の没年である昭和3年（1928年）7月に『国語と国文学』が編成した「大槻文彦特集」の中の「大槻文彦博士著書論文目録」による。（東京大学国語国文学編〔1928：p.58〕）

『支那文典』	一冊	明治十年刊
『てがみのかきかた』	一冊	明治廿一年四月刊
『日本辞書 言海』	四冊	明治廿二年五月五日至明治廿四年四月十日刊
『広日本文典』	一冊	明治十一年起稿明治十五年九月脱稿。明治二十二年摘録シテ語法指南ト題シ、言海ノ巻首ニ収メテ刊行。明治二十九年一月刪修ノ業ヲ起シ、八月脱稿、明治三十年一月刊
『広日本文典別記』	一冊	明治二十九年一月成稿、明治三十年一月刊
『中等教育 日本文典』	一冊	明治三十年一月刊
『中等教育 日本文典初歩』	一冊	明治三十一年刊
『修正 日本文法教科書』	一冊	明治卅四年八月刊
『国語綴字教科書』	一冊	明治卅四年十月刊
『日本文法中教科書』	一冊	明治卅五年四月刊
『語法指南』	一冊	明治二十三年十一月（言海に附載したものを抜刷）
『新体 日本文法教科書続編』	一冊	明治卅八年刊
『口語法別記』	一冊	大正二年六月成大正六年四月刊

辞書、文典など、語学に関するものだけでなく、本稿で紹介しなかった歴史、地理に関する著書など、大槻の関心は広い範囲に及んでおり、このような学問的知識は、日本の標

準語の規範書である『口語法別記』に収斂されていると言える。『口語法』と『口語法別記』は、「国語調査委員会」という日本の国家機関が示したもので、標準語として示された変種の日本語の歴史的根拠、文化的背景、地方の方言の地理的距離などが示されている。すなわち、日本語が「国語」としての地位にふさわしい規範であることを提示するものであり、言語学者大槻文彦の学問的集約であるともいえる。

3. 大槻文彦の言語観と「国語」

大槻文彦の学問的基盤が洋学にあり、彼の学問の広さと深さについては2章で確認した通りである。そのような一人の研究者による幅広い研究は、近代国家構築の過程においてよく見られる現象ではあるが、既述の古田の指摘どおり、様々な研究の最終目的地は「国語」であったことは、大槻の例からも確認することができる。

さて、明治8年（1875年）10月『洋々社談』7号（『復軒雜纂』に所収）に、大槻文彦の「日本文法論」が掲載されている。この文章は同年2月に大槻が文部省報告課勤務となり、日本辞書、すなわち『言海』の編纂を命じられて、その年の10月に著したもので、大槻の辞書編纂や文法に関する考え方、言語観がよく表れているといえる。

方今我国ノ文学ニ就キテ最大ノ欠典トスルハ、日本文典ノ全備セル者ナキナリ。是ナキハ独我国文学ノ基礎立タザルノミナラズ、外国ニ対スルモ真ニ外見悪シキ事ナラズヤ。一中略一又今言ノ文典ニ就テハ世ニ未ダ其撰アラズ。而シテ議者ノ立説モ亦各異同アリ。其文法ヲ論ズル者ハ、或ハ古今ヲ折衷セント云ヒ、或ハ直ニ普通ノ俗語ニ文法ヲ附シテ用キント云ヒ、又其文字ヲ論ズル者ハ、或ハ漢字仮名字ヲ混用スルコト現金ノ文体ノ如クセント云ヒ、或ハ単ニ仮名字ノミ用キント云ヒ、或ハ全ク洋字ニ改メント云ヒ、一中略一今言ハ繁雜ニシテ訛謬モ百出ス。故ニ今其文法ヲ定メントスルニハ、古言今言、其難易ノ差アルコト知ルベキノミ。依テ愚案ニハ、今ニ當テ先ヅ一大全備ノ古言文典ヲ編スベシ。古言文典既ニ成ルニ至ラバ、一ハ之ヲ古言高尚学ノ用トシ、一ハ之ヲ今言文典ヲ編スベキ基礎トシテ、漸次ニ今言文典ヲ製スルニ及バ、編作ノ勞、正ニ其ノ順序ヲ得ル者トセン。又彼ノ文字論ノ如キハ、先ヅ、現今ノ所用ノ如ク漢字仮字混用ヲ以テ記スベシ。書体文法既ニ成ルニ至ラバ、書中ノ字形ヲ変ズルハ容易ク為シ得ベキトニシテ、此議最モ後ニ行フベキナリ。然して今言文典創製ノ業ニ至テハ、其文法人、

或ハ古今ヲ折衷スルト、或ハ普通ノ言語ヲ以テスルト、其一定適當ノ説ヲ得ルコト、実ニ是レ一大難案ニシテ、能ク幾多ノ学士ヲ集メ、幾多ノ歲月ヲ期スルニアラズンバ、其成功ヲ見ルコト能ハザルベシ。」（下線は引用者）（大槻 [1902/2002 : pp.13~14]）

この文章は日本文法の必要性について論じている。日本文典がないことは、日本の国文学の基礎が立たないだけでなく、外国に対しても外見の悪いことであると述べているのである。繰り返しになるが、この時代はすべての学問の進歩が「日本」を目指しているという、既述の古田の指摘を思わせる。

とりわけ上の文章でもっとも注目したいのは、「今言」という表現である。「今言」は文字通り「今のことば」である。つまり、「実際話される言葉」の文法を、大槻は早くから真剣に考えていたのである³⁾。そして「実際話される言葉」を研究するには、それを書きうつす文字も、発音通りの「表音文字」を用いるべきであると、大槻は考えていたのである。

さて、「実際話される言葉」に対する認識は、日本の標準語論において本格的に取り上げられる。日本における標準語論は、「国語調査委員会」を主導する上田万年によってもたらされる。上田は1895年に著した論文「標準語に就きて」において、「一国内に話されて居る言語中にて、殊に一地方一部の人々にのみ限り用ゐらるゝ、所謂方言なる者とは事はかり、全国内至る処、凡ての場所に通じて大抵の人々に理解せらるべき効力を有するものを云ふ。」(上田[1885 : 14 p])と述べたうえ、標準語が標準語としての地位を保つための要件として「第一には其実際話さるゝ上の注意等なり」としている。この主張は後に「国語調査委員会」による日本の標準語政策に盛り込まれ、「実際話される言葉と、それに基づいた文章」という今日の標準語の概念が完成した。今日ではこのような言語変種は当たり前のようにになっているが、明治8年の大槻文彦の「今言」に関する認識は、まさに先駆的であると言わざるを得ない。

したがって、以下では大槻の言語観を「文字論」と、日本の標準語の規範書として刊行された『口語法』と『口語法別記』を中心に考察したいと思う。

3.1 大槻文彦の文字論

近代日本の「国語」構築において「文字」は「問題」として浮上した。「国語国字問題」というのがそれである。今日の言葉でいうと「文字改良論」である。

近代日本における「国語国字問題」は、慶応2年(1866年)に前島密が徳川慶喜に

3) 日本で口語文法が本格的に、活発に研究されるのは1900年以降である。

上申した、「漢字御廃止之儀」に始まる⁴⁾。前島はその文章において、将来国民教育の普及、学問の進歩、日本の文明化のためには、学習上、日常公私の文章上で、漢字を全廃して簡易な仮名文字を用いるべきであると主張した。これは漢字廃止と共に、仮名文字文への新たな可能性を見いだそうとした試みでもある。つまり、前島は漢字に代わるものとして、漢字を廃止して「音符字」、すなわち仮名文字を用いることを主張したのである。

このようにして持ち上がった明治初期の「国語国字問題」は、大きく「漢字廃止論」、「仮名文字論」、「ローマ字論」に分けることができる。「仮名文字論」と「ローマ字論」は、いずれも「漢字廃止」が前提であることは、言うまでもない。

「仮名文字論」が主張として登場するのは、注4)でも述べたが、厳密には江戸時代までさかのぼる。しかし本稿は近代日本の「国語」の議論を土台にしているため、明治維新以降、登場する「仮名文字論」を中心に論じたい。まず、明治2年(1869年)に大学少博士柳河春三が報告書に、かな文を用いて刊行すべきであると建白したり、同4年11月には司法権大録天野御民が「国語可学論」を『新聞雑誌』第21号に発表するなど、仮名文字論に対する議論が本格化する。なお、既述の「漢字廃止之議」を上申した前島が明治6年2月15日に創刊した『まいにち ひらがな しんぶん』(明治7年5月廃刊。これはのちの「かなのくわい」の雑誌の先駆であるばかりか、社会の出来事を報道するカナ書きの日刊新聞であったことに大きな意味がある)、同年2月には鳥山啓によって出版された『だいいちよみほん』、『だいによみほん』、7年1月には『きうり いちろく』などが出版され、同じく7年5月には清水卯三郎によって『ものわりのはしご』と題する化学書が出版されるなど、漢字を廃止して仮名文字で日本の文章を記す試みや議論は、明治初期にすでにあったのである。(平井 [1949/1998 : pp.175~176])

このような動きが社会運動の性格を帯びて拡大するのは、明治13年から15年にかけて設立した「かなのとも」、「いろはくわい」、「いつらの音」によってである。さらにこれらの

4) 厳密にいうと漢字に対する最初の問題提起は江戸時代まで遡る。しかし本稿は近代日本の「国語」構築における国語国字問題を対象にするため、明治以降に重点をおいて論じる。

江戸時代の漢字廃止論をここに簡単に紹介しておく。江戸時代に政府が中心になって「すべてを漢文化しよう」とする運動があり、それに反撥して江戸時代の中期以後から「すべてをひらがな化しよう」とする大きな運動が起こった。それは本居宣長を中心とする国学運動で、国学者たちは漢字・漢文や中国文化に強烈的な反撥を示し、それに対して古典日本のひらがなの文化を復興させようとした。国学者たちは、そのころ再発見された『万葉集』や『古事記』を当時の最先端の学問を駆使して解読し、古代日本の文学と精神を現代に移入していった。それはそのまま漢字・漢文に洗脳されていた当時の日本人の内に「真の日本の魂」をよみがえらせることに通じていた。

会は、明治16年（1883年）7月1日に「かなのくわい」として統合され本格的に組織化した。とりわけ大槻文彦は明治14年に設立された「かなのとも」に深く関わっており、以降「かなのくわい」のメンバーとしても最も熱心に活動した。

「仮名文字論」を主導した「かなのくわい」の設立目的は、規則第一条に「我が国ノ学問ノ道ヲ容易クセンガ為メニ言葉ハ和漢古今諸外国ノ別ナク成ルベク世ノ人ノ耳ニ入り易キモノヲ択ビ取り専ラ仮名ノミヲ用ヒテ文章ヲ記スノ方法ヲ研究シコレヲ世ニ広メントスルニアリ」（平井〔1949/1998：p.181〕）とあるように、日本の学問の道を容易にするためであった。そのためにもっぱら仮名のみの文章を記す方法を研究するというのである。日本の学問の道を容易にし、すべての人が享有できるようにするという理念は、近代国家の「国語」の理念と合致する。

しかし当時は社会的にも「仮名文字論」に対する賛否両論が繰り広げられ、大きな反響を呼び起こした。たとえば、明治16年（1883年）10月から『朝野新聞雑報』、『東京日々新聞雑報』、『郵便報知新聞雑報』などには「かなのくわい」の活動に対する批難や質問などが16回掲載された。大槻文彦がそのすべての質問に対して答えている。大槻の「仮名文字論」に対する熱意が読み取れる問答である。次のような類いである。

（門）此節、仮名ノ会チフモノ開ケシト聞キ、是レ、面白カント思ヒテ、拙者目モ、花見ノ文ヲ、一篇綴レリ。会中ノ先生、御直シ下サイ。京橋溺潭生（成島柳北氏ナラム）あるひはなみんとてさとはなれのやまにのほりそのやまはなをめぐりてゆくにけたのはなをきれてつまつけはきのねにてはなをしたたかにうちはなちはなはたしくいてはなみることもならずなくかへるにあまりにふせいなく一後略一

（答）かなのくわい発起以来、世の久しき習ひを破る業なれば、定めて世間の批難多かるべしと、答弁の太刀矢種玉薬を貯へ、手ぐすねひいて、日に待受くれど、頃日、新聞紙に多く出づる評論は、皆見方論のみなりにしに、始めて、朝野新聞に、溺潭氏に避難あり。スハ敵ござんなれと、一読せしに、其議論、甚だ薄く、先は、へろへろ武者にて、当の敵とは思はねど、これも敵の破片なれば、一当て当てんと、進み出で、即ち鸚鵡返しに、あるひ、はなみんとて、さとはなれのやまにのほり、そのやまのはな[やまはなハ無理なり]をめぐりてゆくに、げたのはなをきれて、つまつけば、きのねに、はなをしたたかにうち、はなはなはたしくいで、はなみることもならず、なくなくかへるに、あまりに、ふせいなく、一中略一

右の如く言葉と言葉との間を離して記さば、何の読み難き事あらん。剰へ、句も切らず、濁音に濁りもつけず、又、違ひ易きやうなる言葉のみを無理に並べて、体をも成さぬ文を

記して、コレデハ困ル、との批難は、卑怯にやおはせん。すべて、其物事の至極の疵のみを求めて批難するは、凡そ批難の下策を申すべし。一後略一（大槻 [1902/2002 : pp.144~146]）

漢字を使わず仮名のみで文章を書くという試みは、当時としては相当困難なことであったと思われる。それに対し大槻は、単語の間を離し、句を切り、濁音と句読点を取り入れる等の方法を提示している。これらの方法は、この時期広がり始めるロシアや西洋からの翻訳文の影響、それに伴う言文一致運動によって、拡大していた方法である。⁵⁾ いづれにせよ、「仮名文字論」は1902年管制施行される「国語調査委員会」（大槻も主査委員として参加）による本格的な「国語」構築においても、同委員会の「基本方針」⁶⁾に盛り込まれて推進されたが、日本の伝統を漢字に求める、いわゆる保守派の反対に阻まれ、実現を見ることができず、今日に至っている。

さて、大槻文彦の仮名文字に対する考え方、つまり表音文字論は、日本の最初の標準語の規範である『口語法』にも盛り込まれることになる。

3.2 大槻文彦の文法論

既述の「大槻文彦年譜」によると、大槻は「明治35年（1902年）3月24日、国語調査委員会管制発布。4月14日、国語調査委員会主査委員を命ぜらる。」（東京大学国語国文学会編 [1928 : p.34]）とある。大槻は「国語調査委員会」の管制施行と

5) 「話すように書く」という理念に基づいた「言文一致運動」は、「話し言葉」を基準とする文章をつくる運動であるため、近代日本における表記問題とも密接に関わっている。以下に示す山本正秀による言文一致運動の時代区分も、「第二期」に当る1884年は、仮名文言文一致化を提唱した、三宅米吉の『ふんのかきかたにつきて』を基準としている。（山本[1982 : 38 p]）

山本正秀による言文一致の時期区分は、次のようである。

第一期 慶応 2年 (1866) - 明治16年 (1883)	発生期
第二期 明治17年 (1884) - 明治22年 (1889)	第一自覚期
第三期 明治23年 (1890) - 明治27年 (1894)	停滞期
第四期 明治28年 (1895) - 明治32年 (1899)	第二自覚期
第五期 明治33年 (1900) - 明治42年 (1909)	確立期
第六期 明治43年 (1910) - 大正11年 (1922)	成長・完成前期
第七期 大正12年 (1923) - 昭和21年 (1946)	成長・完成後

6) 「国語調査委員会」の基本方針は、次のとおりである。

- 一、文字ハ音韻文字（フォノグラム）ヲ採用スルコト、シ、仮名羅馬字等ノ得失ヲ調査スルコト
- 二、文章ハ言文一致体ヲ採用スルコト、シ、是ニ関スル調査ヲ為スコト
- 三、国語ノ音韻組織ヲ調査スルコト
- 四、方言ヲ調査シテ標準語ヲ選定スルコト

共に、「国語」構築に携わっていたことになる。ちなみにその後「臨時仮名遣調査委員会」としても活動し、大正2年（1913年）「国語調査委員会」が廃止されるまで主査委員として関わることになる。大槻が同委員会の主査委員として活躍し、最初の標準語の規範である『口語法』を取りまとめる役割をしたことは、「国語」に関する大槻と同委員会の認識に共通点があることを物語る。とりわけ同委員会の基本方針の中、「一、文字ハ音韻文字（フォノグラム）ヲ採用スルコト、シ、仮名羅馬字等ノ得失ヲ調査スルコト」は、漢字を廃止し、仮名あるいはローマ字を採用するという方針で、大槻文彦の文字に対する考え方と共通していることが分かる。

さて、日本における最初の標準語の規範である『口語法』と『口語法別記』は、どのような経緯で著されたのか。『大日本帝国文部省年報』（以下、『年報』と略す）には、次のように記されている。ちなみに『口語法』は標準語の規範を、『口語法別記』は『口語法』に示されている規範の歴史的、文化的、地理的、言語的根拠を示している書物である。

- 1903年「口語文法並標準語選定ニ必要ナル資料募集ノ為音韻口語法取調ニ関スル事項ヲ印刷、之ヲ府県ニ配付シ其ノ報告ヲ要求セリ」『第三一年報』
- 1904年「口語文法制定案、語法上ノ術語制定案等ノ諸案ノ外文部大臣ヨリ諮問ニ係ル」『第三二年報』
- 1905年「国語仮名遣改定案及字音仮名遣ニ関スル事項ト口語文法制定案トノ二件ニシテ前者ハ年度内四月ヨリ十月ニ至ル間ニ於テ約十八回ノ委員会ヲ開キ委員提出ニ係ル関連諸案ト共ニ反復審議ヲ重ネタル結果各諮問案ニ多少ノ修正ヲ加ヘ文部大臣ニ答申、後者ハ十月下旬ヨリ年度末ニ至ル間ニ於テ十七回ノ委員会ヲ開キ助詞、副詞、接続詞、感動詞、接頭語、接尾語、代名詞、数詞等ニ関スルモノヲ決議スルニ至レリ」『第三三年報』
- 1906年「前年度提案口語文法制定案ノ改案ニ係ル日本口語法単語編及送仮名法等ニシテ此等ノ諸案ニ関連シテ委員等ヨリ提出シタル一中略一動詞ノ活用、法、時等ニ関スル修正案、口語動詞活用図、名称制定ニ就キテ斟酌スヘキ条件等ナリ」、
- 「日本口語法ハ九月ヨリ三月ニ至ル間ニ於テ十四回ノ委員会ヲ開キテ之ヲ審議シ単語編ノ第一及第二ノ全部ヲ議シタル」『第三四年報』
- 1907年「日本口語法単語編ノ第三ハ十六回ノ委員会ヲ開キテ之ヲ議シ、其整理ヲ主査委員一人（大槻文彦、筆者注）ニ附託スルコトト為セリ。」『第三五年報』

1908年「口語法単語編第一乃至第三ハ前年度委員会決議ノ趣旨ニ基キ其整理ヲ主査委員一人ニ附託シ、既ニ其第一ヲ脱稿スルニ至レリ。」『第三六年報』

この『年報』によると、「国語調査委員会」は1902年に管制施行され、翌年の1903年から全国の話し言葉を調査し、1904年、語法上の述語などを諮問、1905年、助詞、副詞、接続詞、感動詞、接頭語、接尾語、代名詞、数詞等に関する決議を行った。1906年には、動詞の活用、法、時等に関する修正案、口語動詞活用図などの審議を終え、1907年、主査委員（大槻文彦）に原稿が渡され、1908年に第一を脱稿したことになる。

それでは『口語法』は、どのようにして標準語法を示しているのか、そこに大槻の言語観はどう表れるのか、本稿では「動詞」を中心に、考察したいと思う。

『口語法』は、動詞を「動作、有様、存在をあらわすもので、一定の活用のある語である」と定義した上で、動詞の活用の種類を「五段動詞」「上一段動詞」「下一段動詞」「カ行変格動詞」「サ行変格動詞」としている。これを表にまとめると、次のとおりである。

		第一活用	第二活用	第三活用	第四活用	第五活用
五段活用	書	かか	かき	かく	かけ	かこう
上一段活用	報	むくい	むくい	むくいる	むくいれ	むくいよう
下一段活用	覚	おぼえ	おぼえ	おぼえる	おぼえれ	おぼえよう
サ行変格	為	せ	し	する	すれ	しよう
カ行変格	来	こ	き	くる	くれ	こよう

『口語法』 (pp.23~25)

このような動詞の活用について『同別記』には、「動詞の活用わ、文語にわ、四段、上二段、上一段、下二段、下一段、カ行変格、サ行変格、ナ行変格、ラ行変格、の九種があるが、口語でわ、四段が、五段となり、上二段が、上一段と一つになり、下二段が、下一段となり、ナ行変格、ラ行変格が、五段となって居るから、九種が減って、五種となった」とし、さらに「口語の五段活用わ、文語の四段活用と、大きな変わりわない、唯、文語の未来の形の「書か、む」「指さ、む」が、口語でわ、全国残らず、「書こう」「指そう」（すべて動詞の未来の形の変った事わ（一一八）の所で云う、）と

云うようになったから、これを活用として加えて、五段活用としたのである」（『口語法別記』p.90）として、動詞の活用を五段にしたと記している。

つまり、日本の伝統文法の活用と同じ活用は一つにして、分かりやすく活用の種類を減らし、「五段活用」という名を付けたのである。なお、全国の口語調査による、実際の発音を基準としていることを明らかにしている。動詞活用の配列も「あ」、「い」、「う」、「え」、「お」の順にしている。ちなみに、『口語法』以前の文法の動詞活用は、「法」を中心に動詞の活用を並べており、例えば大槻文彦の『広日本文典』は「行く、ゆけ、ゆか、ゆき、ゆけ」、金井の『日本俗語文典』は「立つ、たて、たた（う）、たち、たて」にしている。『口語法』において「五段活用」という用語も、活用方法も定着し、今日に至っていることは、注目したい。

さらに『口語法』と『同別記』の表記を見ると、たとえば「動詞の活用わ、文語にわ後略」（下線は引用者）のような表記となっている。大槻文彦の徹底した表音主義が読み取れるところであり、大槻の言語観を表しているといえる。

4. おわりに

本稿は大槻文彦の研究全般を貫通する言語観について論じ、近代日本の「国語」構築における大槻をとらえようとした。

大槻文彦というと、明治24年の『言海』と同30年の『広日本文典』が真っ先に浮かんでくる。この二書は近代日本の「国語」の制度化以前のもので、文語文法である。しかし大槻は明治8年に著した「日本文法論」において「今言」、つまり「実際話される言葉」の重要性を認識し、それに基づいた文法、辞書編纂を行ったのである。「今言」という概念は西洋言語学を基盤とする言語観であり、この言語観は近代日本の「国語」構築において中心軸であった「実際話される言葉」と同じ概念である。

大槻文彦はこのような言語観に基づいて、「国語国字問題（文字改良）」においても、表音主義に基づいた「仮名文字論」を主張し、1880年代から始まる「仮名文字運動」を主導した。そしてその延長線上で、日本の最初の標準語の規範書である『口語法』と『口語法別記』を取りまとめた。つまり、明治初期から大正まで続く大槻文彦の研究活動は、「今言」を中心とする言語観で一貫した研究であったといえる。

近代国家における「国語」は制度であり、政策として推し進められる政治的産物である。従って、その制度をつくる側の言語観はきわめて重要であると思う。大槻文彦の言語観と近代国家日本の「国語」構築との関係を見る意味である。

【参考文献】

- イ・ヨンスク (1996) 『国語という思想』 岩波書店
 上田万年 (1895) 「標準語に就きて」 『帝国文学』 第一卷一号 p.14
 大槻文彦 (1897) 『広日本文典』 東京築地活版製造所 p.44, p.49, 154
 _____ (1897) 『広日本文典別記』 国光社印刷部
 _____ (1902/2002) 『復軒雜纂』 鈴木広光校注、東洋文庫 pp.13-14, pp.144-146
 _____ (1925) 『言海』 六合館
 長志珠絵 (1998) 『近代日本と国語ナショナリズム』 吉川弘文
 国語学会編 (1984) 『国語学大事典』 東京堂出版 p.86
 国語調査委員会 (1916) 『口語法』 pp.23-25
 _____ (1917) 『口語法別記』 p.14, p.25, p.41, p.90
 東京大学国語国文学会 (1928) 「大槻文彦博士年譜」 『国語と国文学』 第五卷第七号
 p.23, p.34, p.58
 永野賢 (1968) 「大槻文彦」 『言語生活』 10月号
 平井昌夫 (1949/1998) 『国語国字問題の歴史』 安田敏朗解説 三元社
 pp.175-176, p.181
 邢鎮義 (2006) 「近代日本の言語近代化と口語文法(1)」 『日本文化学報』 第31輯
 古田東朔 (1969~71) 「大槻文彦伝(一) ~ (一七)」 月刊『文法』 5月号 pp.124-125
 _____ (1976) 「文法研究の歴史(2)」 『岩波講座日本語6』 岩波書店 p.302
 文化庁 (2006) 『国語施策百年史』 ぎょうせい
 文部省 (1902~1908) 『大日本帝国文部省年報』 31-36年報
 安田敏朗(1997) 『帝国日本の言語編制』 世織書房
 _____(2006) 『辞書の政治学』 平凡社
 山本正秀 (1982) 『近代文体発生の史的研究』 岩波書店 p.38

논문 투고 일자 : 2017. 06. 18.

논문 심사 일자 : 2017. 08. 02.

게재 확정 일자 : 2017. 08. 04.

 <要旨>

近代日本の「国語」構築と大槻文彦

邢鎮義

大槻文彦は日本の辞書編纂と文法研究において極めて重要な役割を果たした人物である。なお、大槻文彦は近代日本の「国語」構築において、「現在話される言葉」を中心とする標準語の規範をつくる作業にも核心的な役割をはたした。明治8年に著した「日本文法論」において、すでに「現在話される言葉」という概念を自覚し、その概念に基づいた文法研究と辞書編纂を行った。「現在話される言葉」というのは西洋言語学に基づいた言語観であり、この言語観は近代日本の「国語」構築において、もつとも中心となった「実際話される言葉」と同じ概念である。大槻はこのような言語観に基づいて、文字改良においても「表音かなづかい」を主張し、1880年代仮名文字運動を率いた。そしてその延長線上で日本の最初の標準語規範である『口語法』と『口語法別記』を編纂した。近代国民国家における「国語」は制度である。制度は政策によって具体化する。制度を立案する側の言語観に注目しなければならない所以である。

“National Language” of Japan in Modern Times and the Linguistic
Viewpoint of Otsuki Humihiko

Hyung, Jin-I

Otsuki Humihiko played the most important role in dictionary publications and grammar research in Japan. In addition, Otsuki Humihiko played a pivot of role to make standard language norms of “current language use” for establishing “national language” in modern Japan. A Theory of Japanese Grammar written in the 8th year of Meiji, he recognized a concept of “current language use”. And based on the concept, he conducted grammar research and dictionary publications. ‘Current language use’ is a linguistic view based on Western language studies and the view is same as the concept of “actual language use” which was central to “national language” establishment in modern Japan. Based on this linguistic viewpoint, Otsuki insisted “Kanadukai” in terms of letter improvement and led to the Kana letter movement in the 1880s. And, in the same context, the first standard language norms of Japan, “Kogo-ho” and “Kougo-ho beki”, were published. In modern countries, “national language” is a system, in which policies play a key role, extremely. Therefore, the linguistic viewpoint of the person who makes this system is important.